

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
1.水素のセルフ充填の可能性								
02201	愛知県	水素スタンドにおけるセルフ充填の可能性	ガソリンスタンド同様、水素スタンド(水素ステーション及び水素供給設備)でのセルフ充填を認める。 ※ 水素スタンドにおけるセルフ充填の可能性については、国の「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)において、「平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置」とされているが、すぐには全国一律展開が困難な場合は、まず本特区内で先行実施することにより、その取組を加速させる。	水素の充填を行う場合には、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、圧縮水素の製造に関し6か月以上の経験者の監督下にある従業員が行う必要があり、従業員以外の一般ドライバー等によるセルフ充填が認められていない。	一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号	水素スタンドにおいて充填する際に、左記の有資格者の立ち会いの下で、従業員以外の一般ドライバーや燃料電池フォークリフト作業者等によるセルフ充填を可能にする。	経済産業省	水素スタンドにおけるセルフ充填については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしており、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討をしているところです。 その検討に際しては、地域を限定した場合も全国で行った場合も、安全性の確保に関する論点に差がないため、全国一律での措置を前提として検討しております。
07213	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決!～ 「課題解決先進モデル」とくしま特区!	Ⅲ 地方発!イノベーションの創造を徳島から実現! i 環境イノベーションの実現!徳島から「水素社会」モデルを構築! 本県は、民間企業と連携して「徳島県水素グリッド導入連絡協議会」を設置、「徳島県水素グリッド構想」を策定・推進しており、県庁敷地内に自然エネルギー由来・水素ステーションを整備し、これをコアに水素社会啓発・体験ゾーンを形成するなど、水素社会実現に向けて積極的な取組みを進めている。特に、徳島版「地方創生特区」の板野町では、新たな「道の駅」整備計画の中で、水素ステーション設置を掲げ、徳島工業短期大学と連携して水素社会の構築に向けた取組みを推進している。 これら水素ステーション等の整備促進を図るとともに、副生水素の有効活用により、「改革2020」に掲げる、分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題解決に取り組む。	⑬「燃料電池フォークリフト」導入補助の新設に伴い、その着実な普及を図るため、安全を確保した上で、水素ステーションの更なるコスト削減に繋がる運用の見直しや規制緩和の実施が必要である。	高圧ガス保安法第5条、一般高圧ガス保安規則第7条の3	運輸・産業分野での水素エネルギー活用の展開を加速するため、海外では認められている「屋内での水素充填」や「セルフ充填」を可能とすること。	経済産業省	高圧ガス保安法では、規制上、屋内、屋外の区別をしておりません。 ご懸念の滞留しない構造については、技術基準上、圧縮水素が漏洩したときに「滞留しないような構造」であることを求めています。 「滞留しない構造」については、例示基準として例示しています。 また、水素スタンドにおけるセルフ充填については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしており、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討をしているところです。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
2. 水素エネルギー施設に係る保安規制の緩和								
05701	兵庫県	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和	安定的なエネルギー供給と地球環境への配慮を両立できる次世代クリーンエネルギー「水素エネルギー」の活用を加速するため、水素活用の先進企業が集積する兵庫県内において、水素活用に係る規制の見直しを先行的に実施し、水素エネルギー活用のビジネスモデルを確立して、水素エネルギー社会実現への動きを加速し、国際競争力を高める。	天然ガスと水素ガスのタンク(貯蔵装置)や昇圧装置(製造装置)は20m以上の離隔距離を取ることが必要であり、離隔距離の緩和は「主な工程が連続していること」「施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は障壁があること」等が満たされる場合に限られている。	・危険物の規制に関する規則第12条第1項 ・製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について(平成13年3月29日付け消防第40号消防庁危険物保安室長通知)	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。(位置関係等から離隔距離を緩和しても安全上支障がないと判断できる場合の例示を増やすことなどを希望)	総務省 経済産業省	規制については消防庁の所掌と承知している。 経済産業省としては、火力発電の低炭素化に向け、天然ガス・水素の混焼ガスタービン等の技術開発を支援する等、引き続き、水素利用の拡大に向けた取組を実施してまいりたい。
07211	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル」とくしま特区」！	Ⅲ 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現！ i 環境イノベーションの実現！徳島から「水素社会」モデルを構築！ 本県は、民間企業と連携して「徳島県水素グリッド導入連絡協議会」を設置、「徳島県水素グリッド構想」を策定・推進しており、県庁敷地内に自然エネルギー由来・水素ステーションを整備し、これをコアに水素社会啓発・体験ゾーンを形成するなど、水素社会実現に向けて積極的な取組みを進めている。特に、徳島版「地方創生特区」の板野町では、新たな「道の駅」整備計画の中で、水素ステーション設置を掲げ、徳島工業短期大学と連携して水素社会の構築に向けた取組みを推進している。これら水素ステーション等の整備促進を図るとともに、副生水素の有効活用により、「改革2020」に掲げる、分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題解決に取り組む。	①多機能性を有する道の駅として、敷地内に水素ステーションの設置を検討しているが、道路区域内の設置が不可能であるとともに、公道からも一定距離を隔てる必要があることから、限られた敷地面積の中で、水素ステーションが必要とする面積の確保が難しい。	道路法第32条、33条、道路法施行令第7条、一般高圧ガス保安規則第7条の3	「道の駅」においては、安全性を十分確保した上で、道路区域内での水素ステーションの設置が可能となるよう、運用の柔軟化を図ること。	経済産業省 国土交通省	高圧ガス保安法における、水素ステーションと公道との距離に関する規制は、従来、一定の距離を確保することを求めています。水素ステーションの普及拡大に伴い、様々な立地状況に対応することが求められたため、平成28年2月に技術基準の性能規定化を行い、一定の距離を確保すること又は、それと同等以上の安全措置を講ずる事としたところ。これにより、障壁の設置等により安全性が確保されていれば一定の距離の確保が困難でも設置可能である。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
3. 副生水素エネルギーの利活用促進のための支援制度の充実								
07210	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル」とくしま特区」！	Ⅲ 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現！ i 環境イノベーションの実現！徳島から「水素社会」モデルを構築！ 本県は、民間企業と連携して「徳島県水素グリッド導入連絡協議会」を設置、「徳島県水素グリッド構想」を策定・推進しており、県庁敷地内に自然エネルギー由来・水素ステーションを整備し、これをコアに水素社会啓発・体験ゾーンを形成するなど、水素社会実現に向けて積極的な取組みを進めている。特に、徳島版「地方創生特区」の板野町では、新たな「道の駅」整備計画の中で、水素ステーション設置を掲げ、徳島工業短期大学と連携して水素社会の構築に向けた取組みを推進している。これら水素ステーション等の整備促進を図るとともに、副生水素の有効活用により、「改革2020」に掲げる、分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題解決に取り組む。	⑩苛性ソーダ製造時をはじめ、全国各地で生成されている「副生水素」は、FCV燃料をはじめ地域の新たなエネルギーとしての利用が期待されており、効果的な活用を図る取組みを積極的に支援するべきである。	ー	地域の未利用エネルギーの有効活用に向けて、「副生水素」から水素エネルギーを精製・圧縮するために必要な施設整備等について、国の補助制度の対象とするなど、支援制度の充実を図ること。	経済産業省	現在、水素ステーション事業者は各自で水素調達ルートを有しているが、一部事業者については、運営するステーションに水素を供給するために必要となる供給源を確保するために、集中製造設備を整備しており、水素ステーション整備に係る補助事業の対象としているところ。 他方、水素については、一般に工業用でも利用されているため、補助対象設備の目的外利用を防ぐ観点から、当該水素集中製造設備で製造した水素が確実に水素ステーションで利用される場合に限定している。 今後の支援制度については、具体的な事例に基づき検討したいと考えているため、ご相談いただきたい。
4. 農業外国人材の派遣労働における労働者派遣法の適用除外								
06704	茨城県	農業分野における外国人材の新たな受入体制の構築	農業分野において外国人材を労働者として受け入れ、農業経営体に派遣する新たな仕組みを提案。 ＜具体的内容＞ ① 一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」(「出入国管理及び難民認定法」第2条の2第2項)に位置付け ② 労働者派遣法により、受入派遣業者が、外国人材を雇用し、農業経営体に派遣、雇用にあたり、受入派遣業者が産地の労働需要を把握し、事前に外国人材と農業経営体とのマッチングを実施 ③ 外国人材からの苦情相談の対応は、労働者派遣法を所管する国等行政機関が行うことを想定 ※なお、国際協力を目的とした外国人技能実習制度は維持されることを想定	外国人材を受け入れるノウハウを有する事業協同組合が派遣事業を実施することが想定されるが、労働者派遣法は特定の者だけに対する提供をできないとしており、主たる利用者を組合員としている事業協同組合の仕組みが制約となる恐れがある。(中小企業等協同組合法では員外利用を20%までと制限している。)	労働者派遣法第7条第1項第1号 中小企業等協同組合法第9条の2第3項	労働者派遣法と中小企業等協同組合法の齟齬が生じる可能性があるため、明確化のため労働者派遣法第7条第1項第1号の規定を適用除外とする。	厚生労働省 経済産業省	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合は、小規模の事業者が共同で経済事業を行うことにより、大企業に比べて経済取引において不利な立場にあることを克服するための組織であり、事業協同組合は共同事業を通じて組合員に奉仕する原則(直接奉仕の原則)がある。 また、それ故に税制面での優遇を受ける一方で、組合員への奉仕の観点から員外利用の制限(同法第9条の2第3項抜粋「事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。」)が課されているところ。 したがって、員外利用については20%を超えない範囲で行われることが認められているが、事業協同組合が労働者派遣を行う場合には、中小企業等協同組合法の直接奉仕の原則の趣旨を踏まえて運用することが適当である。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
5. 農業への信用保証制度の適用								
04005	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州 ブランディング拠点 創生特区」 ～ 県境を越えて 交通結節機能を 最大化。すべては 九州のために ～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	中小企業信用保険法では農林水産業が中小企業に位置付けられていないため、中小企業信用保険法の対象となっていない。	中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保証制度の対象を農業分野に拡大し、農業を営む者も活用できるようにする。	経済産業省	国家戦略特別区域(特区)において商工業とともに農業を行う事業者に対して、信用保証協会が保証を行う「国家戦略特別区域農業保証制度」が全国3ヵ所で開始されており、本制度の活用をご検討いただきたい。 なお、特区以外において商工業と農業を兼業する中小企業者の農業に係る資金を信用保証の対象に追加するか否かについては、特区における実績等を踏まえ、順次検討していきたい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
6. 農工商連携事業に係る融資条件の緩和								
04006	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために ～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	現在、農工商連携促進法の適用を受けるためには、農業者と商工業者が共同で連携計画を提出する必要があるなど、加工・販売業など多様な担い手として意欲と能力を有する中小企業者が農業へ関与するための支援策としては柔軟性が低い。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	① 商工業者単独での農業関連事業に対しても融資を認める。 ② 融資条件(貸付利率等)を農業者向けと同等とする。 ③ 農林水産・経済産業大臣による農工商等連携事業計画の認定を内閣総理大臣による認定のみに改めることでスピード感をもった多様な事業展開を促進する。	農林水産省 経済産業省	①商工業者が農林漁業を行う場合であっても日本政策金融公庫(農林水産事業、国民生活事業)で融資を受けることは可能である。 ②日本政策金融公庫においては、基本的に農業者向けの融資は農林水産事業で融資を行うこととしているが、国民生活事業、中小企業事業においても創業時の融資や経営環境が悪化した者向けの融資メニュー等を用意しているため、まずはそちらの活用をご検討いただきたい。 ③現行制度は、中小企業及び農林漁業の経営について知見を有する事業所管官庁が、現場で行政サービスを推進する地方支分部局を活用し、事業計画の相談から、認定実施状況のフォローアップまで一貫して対応することとしている。 また、当該認定を公正かつ適切に行うために、地域の状況等を理解している有識者、専門家等で構成される評価委員会を設置しており、事業計画が、市場ニーズ、市場規模、競合商品・役務と比較した優位性等を考慮して、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善に資するものであるかといった観点から評価を行い、評価内容については事業者へのフィードバックを行っている。このようにして、充実した事業計画立案に寄与するよう、経済産業大臣・農林水産大臣による認定を定めているのであり、内閣総理大臣による認定のみに改めることは困難である。 なお、認定にあたって、評価委員会を一本化するなど両省の地方支分部局が連携して審査を行うことによって、認定手続の迅速化に努めている。そのため、現行制度の中で、スピード感をもった事業展開を促進できるよう、取り組んでまいりたい。 仮に、内閣総理大臣による国家戦略特別区域計画の認定前における両大臣の同意協議により審査を行う場合にあっても、充実した支援制度とするために、事業計画の策定時において、評価委員会と同水準の評価の質を担保し、評価結果の事業者へのフィードバックを行うなど、専門家によるきめ細やかなアドバイスの機会が確保されることが重要であり、これらに要する手続きを省略することはできない。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
7. 動物駆逐用煙火の取扱いに係る要件緩和								
'02901	新見市	動物駆逐用煙火の取扱いの緩和	動物駆逐用煙火の使用については、毎年講習を受ける必要があり、農家の負担となっているため講習回数を軽減し、農家の負担を軽減する。	消費者及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生の防止に必要な教育を施さなければならない。	火薬取締法 第25条、第29条	動物駆逐用煙火については、5年ごとの更新時のみに講習が必要なものとし、毎年の更新講習を不要とする。	経済産業省	火薬類は取扱を誤ると重大な災害を発生させる危険性がある。特に動物駆逐用煙火については、近年毎年数名が誤った使用法により、負傷する事故が発生しているところであり、火薬類取締法第29条第6項で規定する従業者に対する教育義務は必要である。 ただし、当該教育については、従事者に対して適切な方法で火薬類の災害を防止する事項を教育すればよく、その内容、手段、回数、実施頻度等については法律上規定はしておらず、ある特定の講習を受けなければならないという規定はない。 ご要望されている毎年の更新講習については、講習の実施者にご相談ください。
9. 入国・在留資格制度の緩和								
00901	一般社団法人 広島二葉倶楽部	医療ツーリズム	中国四国地方の医療と観光に関連する様々なリソースを結集して、国家戦略として、医療ツーリズム産業の育成を目指し、外国人患者の受入が可能な病院の整備と国際医療人材の育成、ワールドクラス総合病院建設のためのノウハウを提供する。 更に総合病院とリンクさせ、アンチエイジングの研究成果を生かし、高級感溢れるリゾート感覚で生活できる国際的高齢者エンジョイ施設(中四国の観光地めぐりや豊富な食材から生まれる高級感溢れる食の提供)を建設する。	地域医療から国際医療に向けた意識改革は、グローバル医療人材の不足、日本の医療分野への外国人投資家のアクセシビリティの不足など、困難な状況にあるため、グローバル医療人材の不足	医療滞在ビザの制限	・保証金制度等の導入により身元引受人を不要とする。 ・医療滞在ビザ発給の簡素化と緩和または観光ビザで医療が受けられるようにする。 ・JCI等のグローバル・スタンダードに則った医療の品質と患者の安全の確保。 ・医療英語習得の義務化。 ・医療事故が起きた場合の責任の所在の明確化。事故保険の適用など	法務省 外務省 厚生労働省 経済産業省	(1ポツについて) 医療費の不払いを回避するための政策提案と解すると、ビザ発給要件を超えた医療制度或いは保険制度の設計に関する国内の問題となる。 (2ポツについて) 提案にある医療滞在ビザ発給要件の簡素化及び緩和については、医療滞在ビザの対象とする医療行為は、我が国ではすべての医療行為を対象としており、その中には当然に一般的かつ軽微な医療行為も含まれることから、医療滞在ビザの取得要件が緩和されれば、医療行為を受けると偽って同ビザを取得し入国を試みようとする行為を助長することになり、結果として、不法滞在や治安の悪化を助長してしまう可能性がある。 なお、観光ビザによる医療行為の受診等に関しては、認められた滞在期間内であれば受診は可能である。その際、かかる医療費については、医療滞在ビザの有無に係らず患者本人が全額負担となる。 なお、経済産業省は、医療滞在ビザ申請に際して利用される身元保証機関の登録等を担当する省庁であるところ、発給要件の緩和等については規制所管省庁の意見を尊重する。
09901	浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区④】 「外国人ワンストップセンター」による 監視体制の強化	外国人を雇用しようとする中小企業が、迅速に入管での可否を判断、アドバイスを受けられるようにするため、「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置するが、同時にこのセンターに外国人材を雇用する中小企業や紹介団体等が適切な雇用条件を遵守しているかを管理する権能も持たせる。この「外国人ワンストップセンター」は、浜松市が設置することを想定しているが、その管轄範囲は同様のニーズのある地域が隣接自治体等にあるならば、より広域であるほうが効果的である。そこで広域的な第三者監視協議会(構成：県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織する。	実際に市内の中小企業である宝翔や静岡国際言語学院から、制度を悪用する事案が報告されており、そのような問題が起きることが無いよう厳しい指導や、関係者間の連携強化が必要であるとの意見があった。	法務省組織令第七十五条別表第二(「外国人ワンストップセンター」の機能を、出入国管理局の支局並みにする場合)	「外国人ワンストップセンター」に関し、広域的な第三者監視協議会(構成：県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織するにあたっては、特区における規制緩和を経済波及効果に繋げていくためにも、隣接する東三河地域、さらには愛知県全体との連携も考えて協議・運営していく。	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	(調整中)

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
10. 民間企業等の個人情報データ活用に関する使用制限の緩和								
01502	八王子市	ヘルスケア産業特区	<p>医療機関において、患者に対する医療を提供するだけでなく、リハビリテーション、そして在宅サービス等を提供し、患者のみならず、これを支える家族及び地域住民に対してトータルライフサポートを提供する「未来型医療機関」としての事業を実施することにより、「医療」を中心として、地産業を含めた地域産業の活性化を図る、「医療のまちづくり」を推進する。</p> <p>【具体的な事業例】 前提として、医療効果の向上と密接な関わりのある事業とする。 (1)生活支援サービス(買い物代行等) 患者の疾病後の生活支援として、介護保険の日常生活総合支援事業を超えたサービス(医療の専門性を活かしたサービスや、自由度の高いサービス)を求める患者に対し、ワンストップで生活支援サービスを提供する。既存のサービス事業者との連携により、地域包括ケア体制構築につなげる。 (2)農場経営 医療法人が農場を経営することにより、脳卒中、うつ病、認知症患者等のリハビリテーション、就労・社会参加支援を可能とする。さらに、農作物の院内利用、地域住民への直売により地産地消を実現し、地域の遊休農地の有効活用につなげる。 (3)民間企業との共同研究・開発 患者及び家族の認証技術による病院内のセキュリティや徘徊患者のリスクマネジメント、医療情報の一元化、医療機関の知見をフィードバックすることによる医療機器の共同開発等、民間企業と共同でヘルスケア分野における新規システム・製品開発を行う。 (4)医療機関内施設の地域開放 医療機関が所有するアメニティ施設(リハビリ室、温浴施設等)を地域住民への健康増進事業等を通して活用することにより、地域住民の交流拠点とする。</p>	⑤欄事業例のうち(3)について、共同研究・製品開発を行うためには、診療情報等の個人情報を医療法人と民間企業や研究機関が共有する必要がある。しかし、個人情報保護法の規制によりこれが制限されている。	個人情報の保護に関する法律第23条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	医療機関と守秘義務契約締結をした民間企業や研究機関に対して一部データを共有できるものとする。	個人情報保護委員会	<p>取得した個人データを第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。また、個人情報保護法第23条第4項第3号の規定を満たす場合において、保有する個人データを特定の者と共同利用することは可能である。</p> <p>なお、個人情報保護法第66条第1項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、同法第4章の義務規定は適用されないこととなっている。</p>